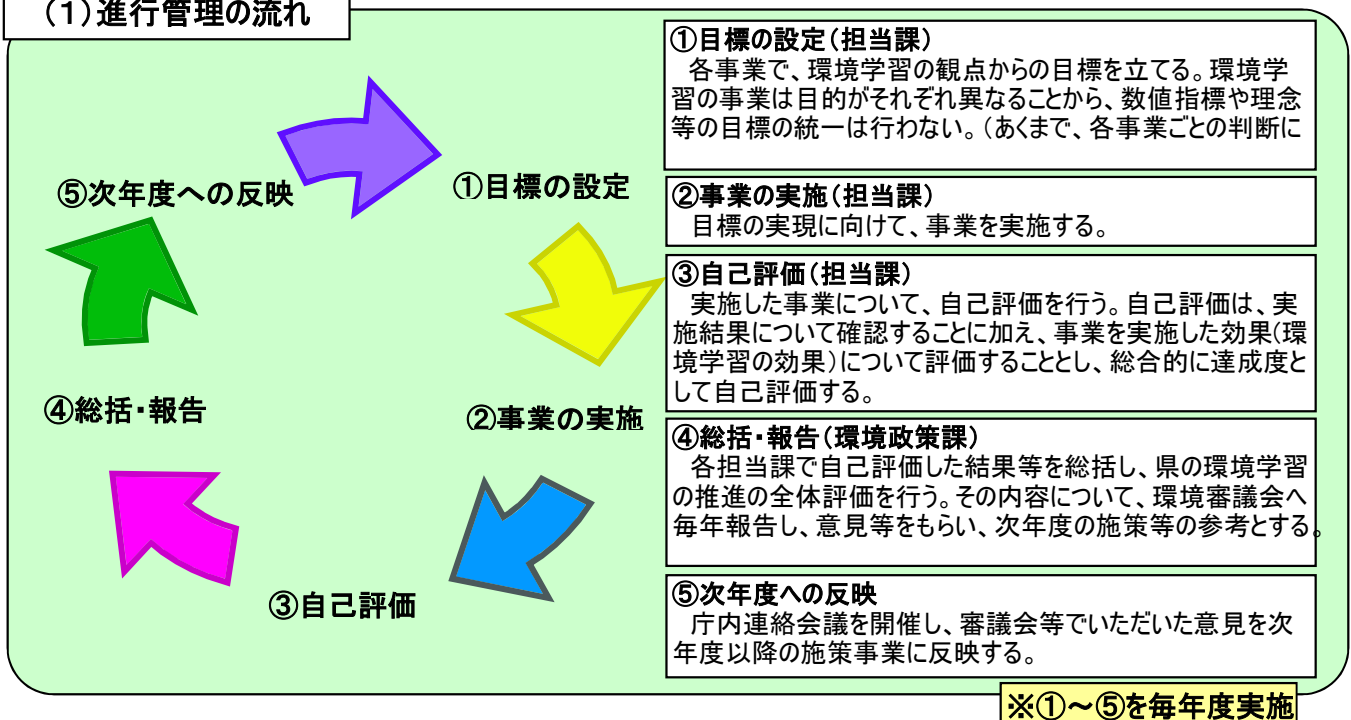


滋賀県環境学習推進計画(第2次)の進行管理実施方法

1 進行管理の方法

(1) 進行管理の流れ



(2) 自己評価の具体的な方法について

次の視点により、実施事業の自己評価を行う。

**ア 全事業対象**  
実施した環境学習の効果等について自己評価を行う。



**イ 重点的な取組方向にかかる事業対象**  
「低炭素社会づくりに係る環境学習の推進」および「体系的な自然体験型環境学習の推進」にかかる環境学習関連事業において自己評価を行う。



**ウ 全体総括**  
自己評価の結果をとりまとめ、全体の総括を実施する。

ア 県の環境学習関連事業の自己評価の内容について

【全事業対象】

①実施結果と環境学習の効果等を自己評価

事業の実施結果に加え、実施事業による環境学習推進への効果について、参加者や対象に対してどのような効果が得られたか(得られたと考えられるか)を自己評価する。

効果があったと思われるものに○をつける。

施策体系の項目	効果の有無	施策体系の項目	効果の有無
(1)人材育成等		(4)情報の提供	
(2)プログラム開発		(5)連携・協力	
(3)場や機会づくり		(6)普及啓発	

左記の理由を含め、環境学習を実施した効果について総合的に判断し、自己評価を記載する。

② 目標の達成度

年度当初の目標に対して、その達成度を次の段階別に自己評価する。

1. ☆☆☆ 目標以上に達成できた。
2. ☆☆ おおむね目標を達成できた。(8割程度)
3. ☆ 目標を達成できなかった。

③ 今後の課題・方向性

## イ 重点的な取組方向にかかる事業の自己評価の内容について


【一部の事業対象】


## 重点的な取組方向に関する事業の位置付け方法

## ○ 低炭素社会づくりに係る環境学習の推進

 低炭素社会づくりにつながる内容を有した環境学習の事業

## ○ 体系的な自然体験型環境学習の推進

 自然観察会や体験学習など現場で実際に環境学習を行う事業



県の関連事業のうち、何が重点的な取組方向に位置付けられているかを整理する。

## 自己評価の方法

## ○ 低炭素社会づくりに係る環境学習の推進

滋賀県環境学習推進計画(第2次)における「低炭素社会づくりに係る環境学習」のポイントに基づき、第1段階(関心を持つ)、第2段階(対策を考える)、第3段階(実践)のどの段階を支援(推進)している事業かを点検する。

## ○ 体系的な自然体験学習の推進

自然体験学習を実施する上で重要なポイントである、体験前(目的を明確にする)、体験(人と自然の関わり)、体験後(ふりかえり)、実践へのつながりが、実際の事業で実施できているかを点検する。

## ウ 総括・報告の方法について

各担当課が事業の自己評価を行った内容についてとりまとめ、県の環境学習の施策体系